

## 平成22年度事業報告（概要）

### I はじめに

平成22年3月「消費者の権利の尊重」と「自立の支援」を基本理念とする新たな「消費者基本計画」が閣議決定された。この基本計画には、基本的方向として「消費者の被害等の救済と消費者の苦情処理・紛争解決の促進」という消費者政策が定められており、その具体的施策には、司法書士が行っている債務整理関係業務が含まれていることから、この分野での司法書士の活躍が期待される。

いっぽう、地方消費者行政活性化のための交付金に基づき県が設置する地方消費者行政活性化基金については、県内の市町村の事業計画の提出が少数であったという現実があることを受け、当会は、平成22年度の重点事業として相談活動事業の増強を掲げ、地域社会に対する積極的な法的サービスを提供するため、行政との連携を図る目的で各市町村消費生活相談窓口アンケートを実施した。アンケートの結果によれば、直ぐに司法書士を起用したいという市町村は少なかったが、司法書士が行う出張相談会の開催については、前向きな回答が多かった。今後も市町村との連携を図るため地道な活動を行っていかねばならないと考える。

さて、県内では新たな動きとして、平成22年9月消費者被害をなくすため消費者問題に関わる組織として、消費者や各種専門家によって「消費者ネットワーク岐阜」が立ち上げられ、当会はその設立総会に参加し、後援を行った。また、11月には「第30回全国クレサラ・ヤミ金被害者交流集会」が2日間の日程で開催され、当会はこの集会に対しても後援を行った。この2つの消費者問題に関する集会には、当会の多数の会員が設営、運営、分科会責任者として参画しており、当事者として消費者問題に取り組む会員の姿は、近い将来岐阜県の司法書士として当然の姿になると思われる。

最後に、当会が、平成23年3月に開催した臨時総会において、連合会の会費改定に伴う定額会費の増額、事件数割会費の廃止等の議案を承認いただいたことに、お礼を申し上げるとともに、この一年間の会務執行に対し、ご支援ご協力を賜りましたことを深く感謝いたします。

### II 平成22年度事業執行状況

平成22年度は緊急に対応が必要と考えた3つの課題とこれを含む14の重点事業に取り組んだ。

#### 課題1 相談活動事業の増強

今年度、各支部主体の相談会の調査及び行政主体の相談会における司法書士の関与状

況の調査並びに相談会開催場所の検討、相談技法向上のための情報提供等、「相談事業」の質・量を増強することを目標とした。岐阜県が設置した「岐阜県消費者行政活性化基金」の活用方法について、当会が行政と連携する事をめざし、その事前準備として、各市町村消費生活相談窓口にアンケートを実施した。

今後はアンケート結果を基に、広報事業を含めてより市町村に相談事業を浸透させるための事業を展開して行く必要がある。

## 課題2 司法書士倫理遵守の徹底及び品位保持に関する諸規則の調査、検討並びに債務整理業務の適正化

平成22年10月静岡県会の会員が成年後見業務での横領容疑で自首した旨の報道があった。当会についても、司法書士倫理に抵触すると思われる問い合わせも少なくはない。また、法務局への懲戒申立てによる当会への調査委嘱もあり、本年は、不適切な執務処理で注意勧告を行う事例もあった。本年度は、年次制研修に加え、債務整理業務を中心とした倫理研修や倫理をテーマとした通信研修を実施してきたが、司法書士の業務は、依頼者からの信頼が基本であることを改めて認識し、社会からの信頼維持のため司法書士業務の適正化に向けた活動を続けていかなければならない。

## 課題3 会費のあり方の検討

平成20年度の財政基盤プロジェクトチームの検討結果を受けて、本年度はプロジェクトチームの検討、正副会長・経理・総務部での検討の結果に基づき臨時総会を開催し、以下のとおり承認を得た。

- ①事件数割会費廃止（施行日 平成24年1月1日）
- ②定額会費の改定〔月額金17,000円から金18,500円〕  
（施行日 平成24年1月1日）
- ③入会金の改定〔金35,000円から金50,000円〕  
（施行日 平成24年1月1日）
- ④入会時拠出金廃止（施行日 平成23年3月26日）

具体的事業について、次に各部の事業報告を行う。